

## 1 要介護1～5に認定を受けた利用者（指定訪問介護）

利用料金は1回ごとに算定され、以下の通りです。

地域区分（その他）

## (1) 身体介護が中心のとき

単位：円

所要時間	通常		夜間及び早朝		深夜			
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00			
身体介護 引き続き行う生活援助	利用 料金	うち利用者 負担額		利用 料金	うち利用者 負担額		利用 料金	うち利用者 負担額
		1割	2割		1割	2割		
20分以上30分未満	2,450	245	490	3,060	306	612	3,680	736
20分以上45分未満	3,120	312	624	3,900	390	780	4,680	936
45分以上70分未満	3,790	379	758	4,740	474	948	5,690	1,138
70分以上	4,460	446	892	5,580	558	1,116	6,690	1,338
30分以上1時間未満	3,880	388	776	4,850	485	970	5,820	1,164
20分以上45分未満	4,550	455	910	5,690	569	1,138	6,830	1,366
45分以上70分未満	5,220	522	1,044	6,530	653	1,306	7,830	1,566
70分以上	5,890	589	1,178	7,360	736	1,472	8,840	1,768
1時間以上1時間30分未満	5,640	564	1,128	7,050	705	1,410	8,460	1,692
20分以上45分未満	6,310	631	1,262	7,890	789	1,578	9,470	1,894
45分以上70分未満	6,980	698	1,396	8,730	873	1,746	10,470	2,094
1時間30分以上2時間未満	6,440	644	1,288	8,050	805	1,610	9,660	1,932
20分以上45分未満	7,110	711	1,422	8,890	889	1,778	10,670	2,134

## (2) 生活援助が中心のとき

単位：円

所要時間	通常		夜間及び早朝		深夜			
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00			
生活援助	利用 料金	うち利用者 負担額		利用 料金	うち利用者 負担額		利用 料金	うち利用者 負担額
		1割	2割		1割	2割		
20分以上45分未満	1,830	183	366	2,290	229	458	2,750	550
45分以上	2,250	225	450	2,810	281	562	3,380	676

※事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供をした場合、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

2 加算料金について	単位	：	円	(利用者負担額)	
				1割	2割
加算費用については、対象となる費用のみ記載する。					
1) 初回加算 (予防含む)	2,000			(200) / 月	(400) / 月
初回の訪問介護計画書 (介護予防訪問介護計画書) 作成した月のみ					
2) 緊急時訪問介護加算	1,000			(100) / 回	(200) / 回
介護支援専門員と連携し、訪問介護 (身体介護) を緊急に行った場合					
3) 生活機能向上連携加算	1,000			(100) / 月	(200) / 月
理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービス提供を行った場合、初回の訪問介護が行われた日から3ヶ月間加算					
4) 特定事業所加算 (事業所が加算要件に適合した場合)	特定事業所加算 (II) 基本料金に10%加算します				
5) 介護職員処遇改善加算 (I)	処遇改善加算所定単位数に13.7%を乗じた単位数を加算				

※当事業所は「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」の実施施設となっております。確認証をお持ちの方は利用者負担の一部が減免されますのでお申し出ください。

別紙

平成29年 4月 1日 現在

- 1 訪問型サービス（現行の訪問介護相当）の利用料金は1か月ごとに算定され、以下の通りです

単位：円

訪問型サービス計画書におけるサービスの回数	利用料金	うち利用者負担金	
		1割	2割
1週に1回程度の場合	11,680	1,168	2,336
1週に2回程度の場合	23,350	2,335	4,670
上記以上の場合（要支援2のみ）	37,040	3,704	7,408

※事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供をした場合、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

- 2 加算料金について 単位：円 (利用者負担額)
- 1割 2割

加算費用については、対象となる費用のみ記載する。

- 1) 初回加算（予防含む） 2,000 (200) /月 (400) /月

初回の訪問型サービス計画書を作成した月のみ

- 2) 生活機能向上加算 1,000 (100) /月 (200) /月

理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービス提供を行った場合、初回の訪問介護が行われた日から3ヶ月間加算

- 3) 介護職員処遇改善加算(I)

処遇改善加算所定単位数に13.7%を乗じた単位数を加算

※当事業所は「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」の実施施設となっております。確認証をお持ちの方は利用者負担の一部が減免されますのでお申し出ください。

3 訪問型サービス(訪問型サービスA)の利用料金は1か月ごとに算定され、以下の通りです。

単位:円

訪問型サービス計画書におけるサービスの回数	利用料金	うち利用者負担金	
		1割	2割
1週に1回程度の場合(生活援助のみ45分以内)	8,180	818	1,636

※事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供を行った場合、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4 加算・減算については、ありません

※当事業所は「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」の実施施設となっております。確認証をお持ちの方は利用者負担の一部が減免されますのでお申し出ください。